

一般財団法人井門奨学財団
2025 年度奨学生募集要項

1. 趣旨

当財団は、社会有用の人材の育成及び日本のものづくり産業の発展に寄与することを目的として、将来の日本のものづくり産業を支えていく意志のある大学生及び高等専門学校生で、成績優秀、方正謹厳で修学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し奨学金の支給を実施します。

2. 特徴

この奨学金の特徴は、次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付型とし、返還の義務はありません。
- (2) 他の奨学金制度との併給は可とします。
- (3) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 奨学生の応募資格

この奨学金の応募資格は、次の各号に該当する者とします。

- (1) 出願する年の4月1日現在、日本国内の大学に在学する大学生(2年生以上)及び高等専門学校に在学する高等専門学校生(2年生以上)で、原則として年齢が25歳以下であること
- (2) 日本のものづくりの未来に貢献したいという志をもっていること(学部不問)
- (3) 日本国籍を有すること
- (4) 学業、人物ともに優秀であり、健康であること
- (5) 学校長の推薦を受けることができる学生であること
- (6) 主たる生計維持者の年間の給与収入が700万円未満(給与所得以外の場合には、年間の所得が300万円未満)であること

4. 採用人員

大学生 15名程度

高等専門学校生 5名程度

5. 奨学金の額と支給の方法

(1) 奨学金給付額

大学生 : 月額 30,000 円

高等専門学校生 : 月額 20,000 円

(2) 支給の期間

奨学生として採用されたその年度の4月から、在学する学校の正規の課程終了日までの期間とします。ただし、6.に定める奨学金の停止又は廃止事由に該当する場合には、期間の途中で終了する場合があります。

(3) 支給の時期

奨学金は、次の①～③に記載の通り、4ヶ月分をまとめて支給します。
尚、支給日が休日に当たるときは、その前営業日とします。

① 4月・5月・6月・7月分 → 4月30日(採用年度は7月31日)

② 8月・9月・10月・11月分 → 8月31日

③ 12月・1月・2月・3月分 → 12月31日

6. 奨学金の停止又は廃止

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の支給を停止又は廃止することがあります。なお、留学期間については、原則として停止するものとしますが、個別事情によっては支給を継続することがあります。

- (1) 留年、休学、留学、転学又は退学したとき、又は長期にわたって欠席しようとするとき
- (2) 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認められたとき
- (3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 奨学生として適当でない事実があったとき
- (7) 在学している学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (8) 当財団の事務局と長期にわたって連絡がとれないとき
- (9) 当財団の理事会で給付を廃止すべきと認められたとき
- (10) その他奨学生としての資格を失ったとき

7. 募集方法

各大学・高等専門学校の奨学金担当窓口を通じて募集します。
原則として学生からの直接応募は一切受け付けません。

8. 応募の手続

次の書類を揃え、学校の担当窓口へ提出してください。

(1) 奨学生願書・履歴書

当財団所定の様式により、手書きで作成してください。

- (2) 住民票の写し(マイナンバーの記載のないもの)
- (3) 在学証明書
- (4) 成績証明書(GPA)
- (5) 標準化成績計算書

当財団所定の様式により奨学金担当者が作成してください。

- (6) 個人情報の取扱いに関する同意書(所定の様式)
- (7) 学校長等の推薦書(当財団の所定の様式)
- (8) 前年度又は前々年度の所得証明書(主たる生計支持者)

ただし、転職などにより前年中途又は今年新たに収入源に変動があった場合は、勤務先の年収見込み証明書又は月収証明書等を添付

なお、給与所得以外の場合は、確定申告書(第1表)を添付

9. 応募締切日

2025年6月20日（金）当財団事務局必着

10. 選考及び決定

- (1) 選考委員会の選考を経て、理事会で奨学生を決定します。
- (2) 選考結果については、学校及び本人に通知します。（2025年7月下旬を予定）

11. 進級時及び卒業時の手続き

進級時及び卒業時には、次の書類を揃え、事務局に提出いただきます。

[進級時] 提出期限：当該年4月末日

- (1) 生活状況報告書
- (2) 成績証明書
- (3) 異動届出書

[卒業時] 提出期限：当該年3月末日

- (1) 卒業後進路報告書
- (2) 成績証明書
- (3) 卒業証書のコピー又は卒業証明書

12. その他

応募書類の受付後、記載内容の確認のため、事務局より電話連絡をさせていただく（または、応募者本人との面談をお願いする）場合があります。また、応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

以上

<資料送付先>

〒140-0011 東京都品川区東大井5-15-3 井門大井町ビル5F
一般財団法人井門奨学財団 事務局 宛て